

JR東海労ニュース

No. 814

2006年5月12日

JR東海労働組合

「専任社員制度」協約締結の拒否は不当だ！

中労委にあっせん申請

本部は専任社員制度について昨年9月より交渉を積み重ねてきた。そして2月27日に交渉を集約し、協約を締結する旨を会社に通告した。しかし会社は一方的に締結を拒否してきた。理由としては「協約を締結してはいないので個別協約について単独で締結する考えはない」というものであった。そもそも「基本協約の未締結」は私たちが望んでいることではなく、会社の一方的、恣意的な判断の結果によるものなのである。

本部は協約締結を求めた申し入れを行ってきたが、会社は団体交渉の開催すら拒否するという全く組合の主張を受け入れない姿勢であり許し難い状況である。

本部はこのような会社の不当労働行為を改めさせるために5月11日、中労委にあっせんで申請した。

会社は愚かで理不尽な態度を即刻改め、あっせんを受け入れ即刻、協約を締結せよ！

締結しろ！

会社は即刻、専任社員に関する協約を

姿勢を露呈！

またしても労働組合を否定する横暴な